

サービス提供責任者の人員配置基準の見直し

○ これまでの介護給付費分科会において、サービス提供責任者について、

- ① 報酬上何らかの評価を行うべき
- ② 人員配置基準について
 - ・ 従来通り常勤を基本とすべき(非常勤化に対する懸念)
 - ・ 質が担保できれば優秀な非常勤職員を活用する道を開くべき
 - ・ 人数ではなく配置時間で定めることもありうる

等の意見をいただいているところ。

介護給付費分科会における主な意見(サービス提供責任者関係) 抄

【報酬上の評価】

- ・サービス提供責任者の業務について何らかの報酬上の評価を行うべき。
- ・サービス提供責任者の役割の重要性に見合う処遇を可能にする報酬の水準を考えるべき。

【人員配置基準の見直し】

- ・常勤ではない人がサービス提供責任者になることにより、利用者の安心の保障が確保できるか懸念する。質の確保というのは、どのような形で確保するのか。
- ・サービス提供責任者の基本原則は常勤。その原理原則は崩すべきではない。複数のサービス提供責任者がいる場合、それを統括するような主任サービス提供責任者といったものを検討し、そこに報酬上の評価をしてはどうか。
- ・サービス提供責任者の重要性を考えると、非常勤が良いのかという疑問が残る。
- ・サービス提供責任者を非常勤にするということは、非常に冒険である。
- ・パートでも安易にサービス提供責任者になれるという論理は誤りである。
- ・サービス提供責任者について、非常勤の方向というのはあるべき姿ではない。
- ・利用者の立場に立った見直しをして欲しい。
- ・常勤職員がいないため、サービス提供責任者が配置できず、利用者のニーズに応じたサービス提供が困難となっているなどの実態はあるのか。
- ・非常勤でも可能とすることは良いが、安易な緩和は納得できない。常勤の比率を最低50%とするのではなく、少なくとも2/3、3/4、4/5とする必要がある。
- ・優秀な人材であれば非常勤職員であってもサービス提供責任者の責務を十分に担えるし、非常勤職員のキャリアの選択肢も広がる。
- ・質が担保されれば、常勤・非常勤は大きな問題ではなく、非常勤でもよいのではないか。人数ではなく配置時間で定めることあるのではないか。
- ・仕事と家庭の両立を支援する観点から、非常勤でもサービス提供責任者となれる道を開くべき。

【その他】

- ・サービス提供責任者の業務が多忙であることと常勤要件の見直しはどう関係するのか。
- ・サービス提供責任者の職業能力開発機会の充実や業務の具体化・標準化の推進が必要ではないか。

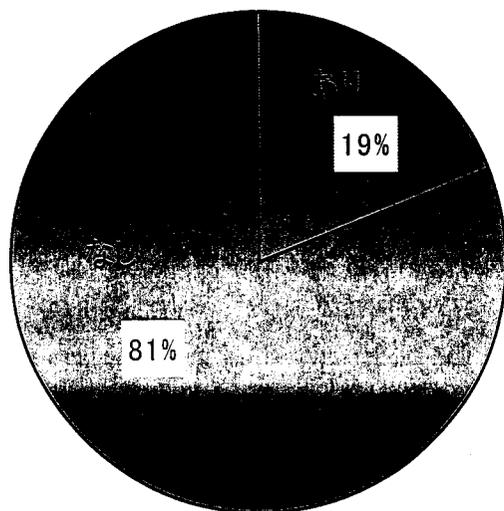
【訪問介護事業所へのアンケート調査】

- 訪問介護事業所へのアンケート調査によると、常勤職員の確保が困難なため必要なサービス提供責任者の配置ができず、サービス量を抑制したことがあると回答した事業所は約2割(19%)。
- 人員確保のため、サービス提供責任者としての適合性にかかわらず資格要件を満たす者をサービス提供責任者としたことがあると回答した事業所は約4割(43%)。
- 非常勤職員の中で、資格要件を有し、かつ能力的にもサービス提供責任者として適当である訪問介護員がいると回答した事業所は約7割(72%)。

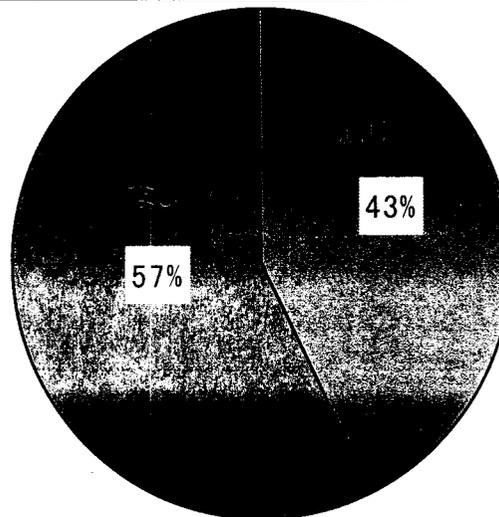
サービス提供責任者に関するアンケート調査

- ・ 平成20年12月上旬実施
- ・ 回答事業所 152事業所
- ・ 1事業所当たりの平均サービス提供責任者数 3.32人

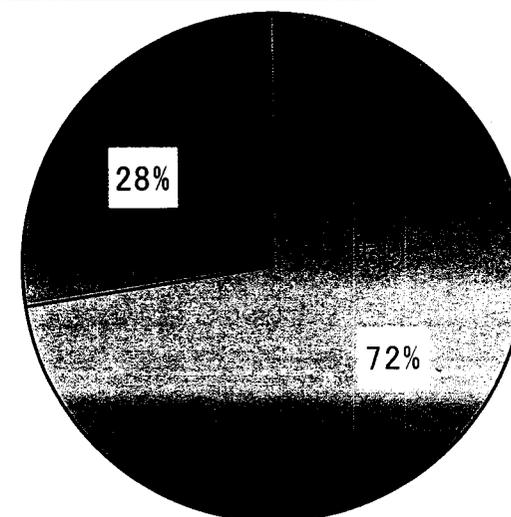
○ 常勤職員を確保することが出来ない状況にあり、サービス提供責任者の配置基準を遵守するため、やむを得ずサービス量を抑制せざるを得ない状況になったことがあるかどうか。



○ サービス量に見合うサービス提供責任者の配置人数を確保するために、サービス提供責任者としての適合性にかかわらず常勤かつサービス提供責任者の資格要件を有していることで、サービス提供責任者に任命したことがあるかどうか。



○ 非常勤職員の中で、サービス提供責任者の資格要件を有し、かつ能力的にもサービス提供責任者として適当であると考えられる職員はいると考えているか。

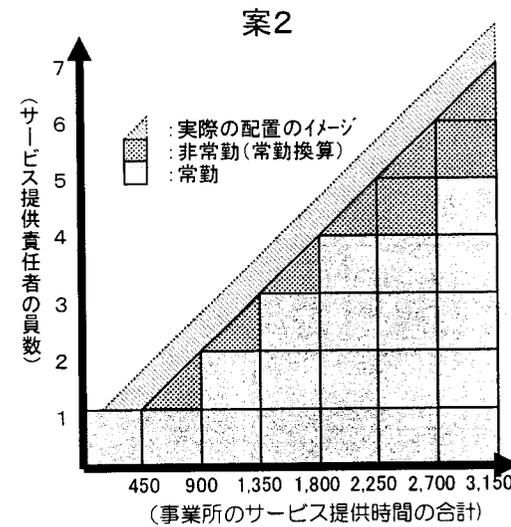
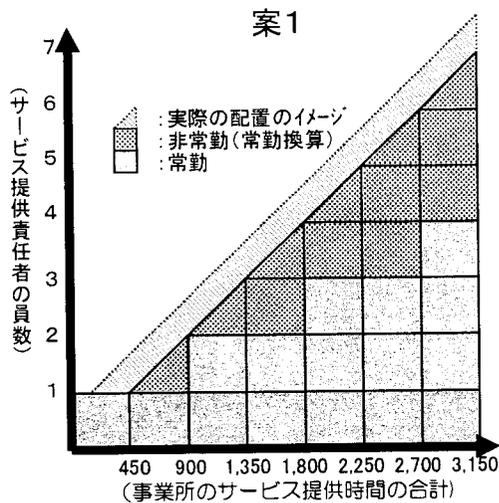
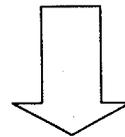
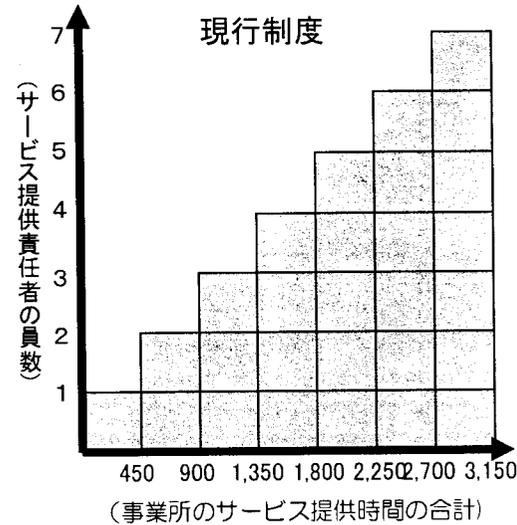


○ サービス提供責任者の人員配置基準の見直し(案)

【案1、案2の共通の考え方】

- ・ 現行のサービス提供時間(450時間)又は訪問介護員等の員数(10人)に応じた最低基準の考え方は維持
- ・ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする方向で見直す。
- ・ 併せて職業能力開発機会の充実や業務の具体化・標準化を推進する。
- ・ 施行後の状況を検証し、必要な対応を行う。

注) 訪問介護員等の員数に基づく基準についても同様の考え方で見直すこととする。



案1の考え方

- 最低基準上、サービス提供責任者を複数配置する事業所において、常勤換算数が常勤数を超えないものとする

案2の考え方

- 最低基準上、サービス提供責任者を複数配置する事業所において、原則として1人分のみの常勤換算を可能とする
- 併せて、5人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な事業所についても、その3分の2以上を常勤者とするものとする。

介護人材の確保・介護従事者の処遇改善 (案)

平成21年度介護報酬改定 (+3%改定)

処遇改善の取組への
総合支援策

雇用管理改善に取り組む
事業主への助成 (※)

効率的な経営を行うための
経営モデルの作成・提示

介護報酬改定の影響の
事後的検証 (※)

介護従事者の給与等処遇
に関する情報公表の推進

潜在的有資格者養成支援
等の介護人材確保策 (※)

社会的評価を高めるための
広報・普及 (※)

(※) 予算要求項目

1. 介護従事者の人材確保・処遇改善

負担の大きな
業務への評価

専門性への評価・
介護従事者の定着促進

人件費の地域
差への対応

訪問系
サービス

サービス提供責任者の
業務への評価
認知症患者や独居高齢者
へのケアマネ業務の評価

・研修実施等の評価
・有資格者割合の評価

通所系
サービス

個別ニーズに応じた
対応への評価

・有資格者割合の評価
・一定以上の勤続年数者
割合の評価

施設系
サービス

夜勤業務への評価
看護体制の評価
重度化・認知症対応の
ための評価
看取り業務への評価

・有資格者割合の評価
・一定以上の勤続年数者
割合の評価
・常勤者割合の評価

地域毎の人件費を踏まえた見直し等

2. 医療との連携や認知症ケアの充実

- (1) 医療と介護の機能分化・連携の推進
- (2) 認知症高齢者等の増加を踏まえた認知症ケアの推進

3. 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証

- (1) サービスの質を確保した上での効率的かつ適正なサービスの提供
- (2) 平成18年度に新たに導入されたサービスの検証及び評価の見直し

平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（概要）（案）

背景

- 介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難。
- 先の国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」が成立。
- こうした状況を踏まえ、10月30日に政府・与党において「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」として、平成21年度介護報酬改定をプラス3.0%とすることにより、介護従事者の処遇改善を図ることが決定された。

改定の趣旨

1. 介護従事者の処遇改善に資するよう、ひいては利用者が質の高いサービスを安心して安定的に利用できるようにすることを改定の趣旨とする。
2. 介護報酬の引上げにより、一律に介護従事者の賃金が引上るものではないが、介護従事者の処遇改善にできるだけ結びつけていくためには、介護報酬による対応に加えて、国は、雇用管理改善に取り組む事業主への助成、効率的な経営を行うための経営モデルの作成・提示、介護報酬改定の影響の事後的検証など、多角的な対策を講じ、事業者における処遇改善を支援していくことが必要である。

また、介護従事者の処遇等に関する情報の公表の推進については、事業者が自主的、積極的に取り組むことが期待される。

基本的な考え方

上記の趣旨を踏まえ、平成21年度の介護報酬改定については、次の基本的な視点に立った改定を行うことが必要である。

1. 介護従事者の人材確保・処遇改善

介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するためには、介護従事者の処遇改善を進めるとともに、経営の効率化への努力を前提としつつ経営の安定化を図ることが必要である。

このため、

- ① 各サービスの機能や特性に応じ、夜勤業務など負担の大きな業務に対して的確に人員を確保する場合に対する評価
- ② 介護従事者の能力に応じた給与を確保するための対応として、介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価
- ③ 介護従事者の賃金の地域差への対応として、介護報酬制度における地域差の勘案方法（地域区分毎の単価設定）等の見直し

を行う。

2. 医療との連携や認知症ケアの充実

(1) 医療と介護の機能分化・連携の推進

介護が必要となっても住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、医療から介護保険でのリハビリテーションに移行するにあたり、介護保険によるリハビリテーションの実施機関数やリハビリテーションの内容の現状等を踏まえ、医療と介護の継ぎ目のないサービスを効果的に利用できるようにする観点からの見直しを行う。

また、利用者の状態に応じた訪問看護の充実を図る観点からの評価の見直しや、居宅介護支援における入院時や退院・退所時の評価を行う。

介護療養型老人保健施設については、療養病床からの転換が円滑に進められるよう、実態に応じた適切な評価を行うという観点から評価の見直しを行う。

(2) 認知症高齢者等の増加を踏まえた認知症ケアの推進

「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告を踏まえ、認知症高齢者等やその家族が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするとともに、認知症ケアの質の向上を図るため、認知症行動・心理症状への緊急対応や若年性認知症の受け入れへの評価、認知症高齢者等へのリハビリテーションの対象拡大、専門的なケア提供体制に対する評価等を行う。

また、居宅介護支援や訪問介護において、認知症高齢者等へのサービスの評価を行う。

3. 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証

(1) サービスの質を確保した上での効率的かつ適正なサービスの提供

介護サービス事業の運営の効率化を図るため、サービスの質の確保を図りつつ、人員配置基準等の見直しを行う。例えば、訪問介護事業所のサービス提供責任者の常勤要件、夜間対応型訪問介護事業所のオペレーター資格要件、小規模多機能型居宅介護の夜勤体制要件、介護老人保健施設の支援相談員の常勤要件等必要な見直しを行う。

また、介護保険制度の持続性の確保及び適切な利用者負担の観点から、居住系施設に入所している要介護者への居宅療養管理指導や介護保険施設における外泊時費用を適正化するなど、効率的かつ適正なサービス提供に向けた見直しを行う。

(2) 平成 18 年度に新たに導入されたサービスの検証及び評価の見直し

平成 18 年度に新たに導入された各種サービス（新予防給付・地域密着サービス等）について、より多くの利用者に適切に利用されるよう、サービスに対する評価の算定状況、普及・定着の度合いや事業者の経営状況等を把握した上で、より適切な評価の在り方についての検討を行い、必要な見直しを行う。